

広島県告示第五百五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

平成三十年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

東城川漁業協同組合

2 住所

庄原市東城町川東一五九番三号

二 免許番号

内水共第四十四号、内水共第四十五号、内水共第四十六号及び内水共第四十七号

三 変更の内容及び

第三条第四項の表を次のように改める。

| ア 区域  | イ 漁具， 漁法                       | ウ 期間              |
|---|--------------------------------|-------------------|
| 1 庄原市東城町菅 梨原団地前つり橋下流から同町受原 大渡橋上流までの区域       | 手釣，竿釣（コロガシ（ガリ）を除く），つけ針以外の漁具，漁法 | あゆ解禁日から9月1日午前6時まで |
| 2 庄原市東城町東城 若松橋下流から同町東城 五反田橋上流までの区域          | 手釣，竿釣（コロガシ（ガリ）を除く），つけ針以外の漁具，漁法 | あゆ解禁日から9月1日午前6時まで |
| 3 神石郡神石高原町新免畑 立神頭首工から同町新免 板倉商店前川への通路下端までの区域 | 手釣，竿釣（コロガシ（ガリ）を除く），つけ針以外の漁具，漁法 | あゆ解禁日から9月1日午前6時まで |

また、第三条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 まずを対象とした、すくい網（たいまち，たも網，にごりくみ），やすによる遊漁は，4月1日から4月8日午前6時までの間はならない。